

論説

人格権の譲渡性・相続性——ドイツ人格権理論の展開を契機として

東北大学准教授 米村滋人

従来、わが国では、人格権は一身専属性を有するとされ、「帰属上の一身専属性」の帰結として、人格権は一般的に譲渡・相続の対象とはならないものとされてきた。わが国の人格権論の沿革をなすドイツ法においては、19世紀に「人格権」概念が形成され、ドイツ民法典にこの概念が直接規定されることはなかったものの、その後の学説において「一般的人格権」概念が理論的發展を見た。その中で、人格権は譲渡・相続の対象とはならないとする、「非譲渡性ドグマ」とも言うべき原則が通説化したのである。

ところが、人格権概念の草創期には、これと異なる理解が存在した。人格権概念を初めて体系的に完成させた Gierke は、場面により譲渡性・相続性を肯定していた。Gierke は、「人格権それ自体は財産権ではないものの、一部的人格権は、そこから財産権的要素を展開させ、もしくはその中に財産権的要素を取り込むことが可能であり、その程度に応じて財産法的秩序が親和的となる」として、土地に関する人格権や事業活動に関連した人格権などの譲渡性を認める。このように Gierke は、人格権の一部に財産法的要素を見だし、それを根拠に部分的な譲渡性・相続性を認めるのである。この議論は、人格権概念の発展とともに忘れ去られ、ドイツ民法典制定後は前述の通説的理解が一般化した。

このような中、近時、再び人格権の譲渡性・相続性を肯定する見解が出現している。きっかけとなったのは、故人である著名な元女優の氏名と肖像を無断で用いた商品宣伝がされたことに対し、遺族が不作為請求・損害賠償請求を行った事件に対する 1999 年の連邦通常裁判所 (BGH) 判決である (マルレーネ・ディートリヒ判決)。この事件では、故人の氏名や肖像に関して遺族が何らかの権利性を主張できるかが問題となったが、BGH は、「人格権の財産価値的構成要素」が認められることを根拠に、氏名・肖像等に関する人格権の「財産価値的構成要素」につき相続性を肯定する旨を判示したのである。これ以降、判例は他の事例でも同様の相続構成を採用するようになり、現在では判例法理として定着したと評価されている。

これに対し、学説は大きく三分された。第 1 は、従前の通説と同じく「非譲渡性ドグマ」を維持するものである。第 2 は、「非譲渡性ドグマ」を放棄するものであるが、この立場はさらに、(i)人格権を最高度に人格的部分と財産権的部分に分割し、後者のみ譲渡可能であるとする見解 (BGH 判決の論理に近い) と、(ii)両者は不可分一体であるとして権利の分割を否定し、単一的人格権に利用権が設定された上で他者に譲渡される (設権的譲渡) とする見解に分けられる。全体には、何らかの形で人格権の譲渡性・相続性を認める第 2 の立場が多数を占めている。

翻ってわが国の状況を見ると、前述の通り現在も通説により非譲渡性ドグマが採用される一方で、いくつかの事例では例外的な処理ないしその必要性が認められている。2 つほど例を挙げておきたい。

第 1 の例は、いわゆる「死者の人格権」侵害である。死者には権利能力がなく人格権は帰属しえないはずであるが、①死者の名誉毀損の成立が場合により認められること、②著作者人格権の相続を認めるに近い処理が著作権法 116 条により認められていること、などが注目される。①は一般に遺族固有の人格権 (「敬愛追慕の情」など) の侵害として構成されることが多いが、あらゆる死者の名誉毀損の事例

が遺族固有の権利の侵害として読み替えられるかには疑問もあり、当該構成での原状回復請求の可否を含め、さらなる検討が必要である。②は特殊な場面の問題とも解しうるが、死後の差止請求等の必要性は人格権一般に妥当する問題であり、一般化しうるルールである可能性を排除すべきでない。

第2の例は、著作権の集中管理である。著作権は、著作権管理団体が一括して管理を行う場合があり、その場合には著作権が著作者から著作権管理団体に信託譲渡されることが多いが、著作者人格権は譲渡性がないとされるため著作者の下に残る。しかし、著作権の一部（翻案権・翻訳権等）と著作者人格権に含まれる同一性保持権は内容が重複することが指摘されており、著作権管理団体から正当に許諾を得た者が翻案を行った場合でも、著作者が同一性保持権侵害を根拠に賠償請求を行う場合があることが実務上も問題となっている。このような場合につき、現在の実務は著作権信託を受ける際に著作者と管理団体の間で著作者人格権の不行使特約を結ぶことで対応しているが、当該契約が第三者たる翻案権者等にも効力を有するのか、また不行使特約自体が有効であるかなど、問題が多い。この背景として、そもそも内容的に重複のある著作権と著作者人格権をあえて分離し、両者の性質を全く異なるものとするとの問題がある。人格権の譲渡性・相続性を肯定する余地があれば、翻案権・翻訳権等とそれと同内容の著作者人格権の一部を一括譲渡する（ないし著作者人格権に利用権を設定する）ことも可能となり、そのような構成を非譲渡性ドグマのみを理由に排除すべきではなからう。

以上を踏まえると、人格権の非譲渡性を例外の余地のないドグマとすることは疑問である。ドイツのBGH判決のような権利分割構成の妥当性を含め、非譲渡性の根拠や適用範囲につき諸種の事例を踏まえた緻密な検討が必要と考えられる。